

# 金融庁／金融審議会 「サステナビリティ情報の開示と保証の あり方に関するワーキング・グループ」 (第5回) の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2024年12月2日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第5回)を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

金融庁は、2024年3月26日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という)を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を開始し、これまでに延べ4回の審議を行っています。

2024年12月2日に開催された第5回WGで審議された論点は、以下の通りです。

## 審議された論点

1. [サステナビリティ情報の開示における論点](#)
2. [サステナビリティ保証制度について](#)

本稿では、上記の主な内容について解説します。なお、詳細は[事務局説明資料および参考資料](#)をご確認ください。

## 1. サステナビリティ情報の開示における論点

第5回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ情報の虚偽記載に対するセーフハーバー<sup>1</sup>および確認書の記載事項について、以下の提案がなされました。

	第5回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案（下線部分が変更点）
① セーフハーバー	開示ガイドライン <sup>2</sup> による対応を行うことを前提に、 <u>法律改正の要否も含めて、適用対象や適用要件について検討を進める。</u>	開示ガイドラインの改正により、Scope3排出量に関する定量情報が、事後的に誤りであることが発覚としたとしても、一定の開示を前提に、虚偽記載等の責任を負わないことを明確化する。
② 確認書	開示手続の整備やその実効性の確認に関する代表者等の役割と責任に関する事項を確認書の記載事項とすることで、情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化を図る。	経営者の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、確認書の記載事項を追加する。

### ① セーフハーバーについて

#### （これまでの審議の内容）

第4回WGでは、Scope3排出量に係る定量情報の虚偽記載等に対するセーフハーバーについて開示ガイドラインを改正し、一定の開示を前提に責任を負わないとの考え方が示されました。

事務局提案に対しては、適用要件が厳しい等の意見があったものの、概ね賛同が得られました。

#### （第5回WGにおける事務局提案の主な内容）

第5回WGでは、基本的には開示ガイドラインによる対応を行うことを前提としつつも、法律改正の要否も含めて、適用対象や適用要件について引き続き検討を進めることが提案されました。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、SECの気候関連開示規則（案）で示されていた提案と同様の対応が望ましい、法律改正の検討は慎重に行う必要がある、第4回WGと同様に適用要件が厳しい、といった意見が示されました。

### ② 確認書について

#### （これまでの審議の内容）

第4回WGでは、虚偽記載等に対する会社の責任の範囲の明確化の観点から、情報の入手経路、見積り等の適切性を検討し、評価するための社内の開示手続を有価証券報告書の記載事項とすることが提案されました。また、経営者の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、金融商品取引法上の確認書の記載事項を追加することが提案されました。

これらの事務局提案に対して概ね賛同が得られた一方で、確認書の対象は既に有価証券報告書全体に及んでおり、記載事項の追加は不要である等の意見がありました。

<sup>1</sup> 将来情報等について、記載した事項と実際の結果とに差異があった場合でも、一定の場合には「重要な虚偽記載等」は問われない（エンフォースメントを課されない）というもの

<sup>2</sup> 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下同様）

### (第5回WGにおける事務局提案の主な内容)

第5回WGでは、有価証券報告書における社内の開示手続に関する提案や、確認書による確認の範囲は有価証券報告書の記載内容全体に及んでいるものの記載事項が限定的であることを踏まえ、例えば、次のような代表者等の役割と責任に関する事項を確認書の記載事項とすることで、情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化を図ることが提案されました。

- 会社の代表者等が、上記の開示手続を整備していること
- その開示手続の実効性を確認したこと

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、前回会議で示された意見と同様に確認書の記載事項の追加は不要であるとの意見も示されました。

## 2. サステナビリティ保証制度について

第5回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ保証制度について、以下の提案がなされました。

	第5回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案（下線部分が変更点）
① 保証の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証水準は限定的保証とし、今後の動向を踏まえ、合理的保証への移行の可否を検討する。</li> <li>● 保証範囲は保証適用義務化から2年間は<u>Scope1,2、ガバナンスおよびリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討する。</u></li> </ul>	<p>サステナビリティ情報に対する保証制度は次の方向性とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SSBJ基準の適用義務化の翌年から保証を義務化する</li> <li>● 保証適用義務化から一定期間は保証範囲を<u>Scope1,2のみとする</u></li> <li>● 保証水準は限定的保証とし、今後の動向を踏まえ、合理的保証への移行の可否を検討する</li> </ul>
② 保証の担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されないprofession-agnostic制度とする。</li> <li>● 保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む）する。</li> <li>● <u>保証の質を確保するため、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性など、制度上同等なものとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証業務実施者は、新たな登録制度の下で登録を受けた監査法人またはその他の保証業務提供者とする。</li> <li>● 保証制度導入後一定期間は仮登録で運用する。</li> </ul>
③ 保証制度の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成する。</li> <li>● 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督、自主規制は同じものとする。</li> <li>● 上記をはじめとした質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備については、「<u>サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ</u>」を設置して議論を進める。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">新規提案</p>

## ① サステナビリティ保証の範囲

### (これまでの審議の内容)

サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性として、第4回WGでは、SSBJ基準の適用義務化の翌年（最も早い場合は2028年3月期）から保証を義務化し、保証範囲について、保証義務化から一定期間はScope1,2のみとし、その後、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報すべてに拡大するとの提案がなされました。

この事務局提案に対しては、保証範囲がScope1,2のみでは狭小である、保証範囲の拡大に向けたロードマップの策定をすべき、等の意見が示されました。

### (第5回WGにおける事務局提案の主な内容)

第4回WGで委員から寄せられた意見のほか、ガバナンスおよびリスク管理の開示は、企業がサステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から有価証券報告書を提出するすべての企業が求められる事項であることも踏まえて、第5回WGでは、サステナビリティ保証の範囲について、次の内容が提案されました。

- 保証適用義務化から2年間は保証範囲をScope1,2、ガバナンスおよびリスク管理とする。
- 3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討する。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、SECの気候関連開示規則と同様に保証範囲をScope1,2のみとすべきとの意見がありました。また、ガバナンスおよびリスク管理の開示を保証業務の対象とできるかどうかについてはテクニカルな観点からのフィージビリティ・スタディーが必要ではないか、保証報告書の文言が「ガバナンスが適切」といったメッセージと受け止められる可能性があるのではないか、といった意見が示されました。

## ② サステナビリティ保証の担い手

### (これまでの審議の内容)

第4回WGでは、保証業務実施者は、新たな登録制度の下で登録を受けた監査法人またはその他の保証業務提供者を想定することとし、保証制度導入後一定期間は仮登録で運用するとの提案がなされました。

事務局提案に対して、保証業務の担い手にかかわらず高い品質が確保されることを前提に、保証業務実施者の職業にとらわれない（profession-agnostic）制度とすることに概ね賛同が得られた一方で、仮登録での運用については反対の意見もありました。

### (第5回WGにおける事務局提案の主な内容)

第5回WGでは、サステナビリティ保証の担い手について、サステナビリティ保証業務を公正かつ確に遂行するに足る体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されないprofession-agnostic制度とすることとし、その登録制度および義務・責任について、次の内容が提案されました。

- 保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む）する。
- 保証の質を確保するため、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性など、制度上同等なものとする。

- サステナビリティ保証業務の担い手の登録要件や義務・責任については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(③参照)により議論を行う。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、profession-agnostic制度とするか否かは環境整備が整ったうえで判断するものであり、現時点では賛同しかねるとの意見もありました。

### ③ サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

#### (これまでの審議の内容)

第4回WGでは、サステナビリティ保証の品質確保のため、保証基準の作成を求める意見やすべての保証業務提供者について独立性や検査・監督のあり方等を均一にすべきとの意見がありました。

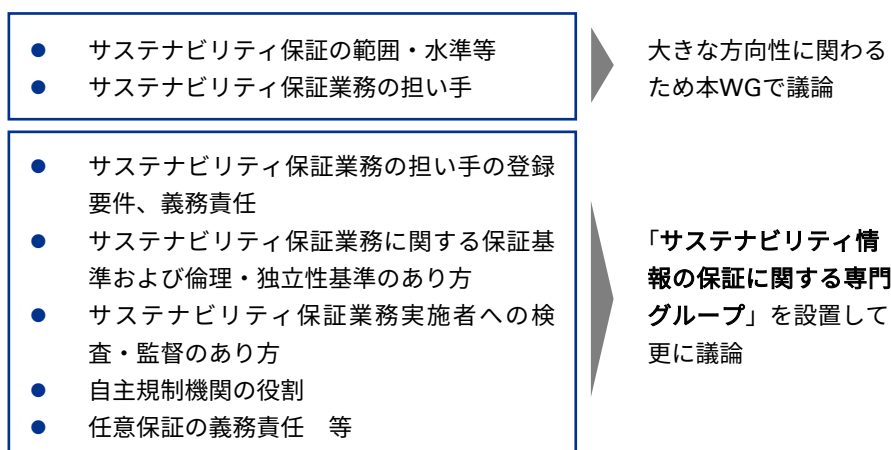
#### (第5回WGにおける事務局提案の主な内容)

第5回WGでは、サステナビリティ保証制度のロードマップが示されたとともに、次の内容が提案されました。

- 質の高いサステナビリティ保証業務が提供されるための環境を整備するため、国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成する。
- 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督、自主規制は同じものとする。

また、上記をはじめとした質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備<sup>3</sup>については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して更に議論を進めることが提案されました。なお、サステナビリティ保証の範囲・水準等およびサステナビリティ保証業務の担い手については、大きな方向性に関わるため、引き続き本WGで議論することとされています。

#### (図表) 今後の検討の進め方



(出典) 金融庁ウェブサイト 第5回WG事務局説明資料

([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sustainability\\_disclose\\_wg/shiryoku/202412\\_02/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/202412_02/01.pdf)) P.22を基にKPMGジャパン作成。

<sup>3</sup> 質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備として、「登録制度・登録要件」、「業務制限・義務」、「保証基準」、「倫理・独立性」、「検査・監督・自主規制」の5つが挙げられている。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、諸外国と日本では専門家の層の厚さ等の状況が異なるため日本の実態も十分に認識したうえでの議論が必要であるとの意見があったほか、エンフォースメント等を含めた制度の運用が十分に可能かどうか実行可能性を確認していく必要がある等、様々な意見がありました。

## (参考) これまでの審議の状況

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年3月26日)	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年5月14日)	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年6月28日)	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点
第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年10月10日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について



## ■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



## ■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

## ■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

[azsa-accounting@jp.kpmg.com](mailto:azsa-accounting@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

**過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。**

**あずさ監査法人トップページ**([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))